

6. NPO 法人の「本来の目的事業と「その他の事業」の関係は？

また、税務上の収益事業との関係は？

NPO 法で定められた NPO 法人の行う事業は大きく2種類あり、1つは団体が掲げた社会的使命を達成するための特定非営利活動(20分野あり、本来目的事業)、もう1つは「その他の事業」というものです。その他の事業とは、「特定非営利活動に係る事業」以外の事業のことをいい、本来事業に支障が出ない範囲で本来事業の活動資金を補うために認められているもので、その収益は全て本来事業に充てなければなりません。例としては自動販売機を事務所に設置して、設置料を受け取ることなどがあります。

《NPO の事業と法人税法上の収益事業との関係》

注意をしないといけないのは、NPO 法人の事業(本来事業とその他の事業)が法人税法上の収益事業に該当するかどうかです。収益事業を行っている場合「課税」の問題が生じてくるからです。実際、税務相談会を開いたときに一番多い質問で、一番悩ましい質問が「こういう事業を行っているのですが、収益事業に該当するのでしょうか？」といった種類の質問です。

NPO 法の本来事業とその他の事業の区別と、法人税法上の収益事業(課税対象事業)は全く別の基準です。本来事業＝非課税、その他の事業＝課税、という訳ではなく、本来事業であっても課税対象の事業はあり、その他の事業でも対象にならないのがあります。

既に本来事業が課税対象であれば、気にしなくてもいいのですが、そうではない場合は、住民税の減免措置のことを考慮に入れなければなりません。ほとんどの自治体では、法人税法上の収益事業を行わない場合は、法人の住民税(都道府県、市町村の合計約7万円)を申請により免除する措置を設けています。しかし、通常、収益事業を行っている場合、この措置は受けられませんので、収益がこの住民税よりも多くないと、逆に支出の方が多くなるということになります。

年1, 2回の不定期なバザーは収益事業に該当しませんが、その他の事業で物品販売などの収益事業を行う場合は、逆に支出の方が多くなることはないか、事前に検討が必要です。また税務申告をする必要もでてくるため、その手間が増えることも含めて、慎重に考えなければなりません。

なお、収益事業を行っていても赤字であれば、減免の措置を受けられる自治体も出てきましたが、まだ少ないので、一度各自治体にお問合せ下さい。